

三木市障害者庁内作業所運営業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、三木市障害者庁内作業所運営業務の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

（1）業務名

三木市障害者庁内作業所運営業務

（2）業務の目的

障がいのある方の就労機会を拡大し、就労に対する意欲を高めるとともに、自立と社会参加の促進を図るため、「障害者庁内作業所ワークルーム虹」の運営業務を市内就労支援事業所に委託運営を行う。

（3）業務の内容

別添の障害者庁内作業所運営業務委託仕様書のとおり

（4）業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（5）事業規模

金2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、この金額は、事業内容の規模を示すものであり、
契約時の予定価格を示すものではない。

また、本事業は令和8年度予算の事業であり、3月議会において令和8年度当初予算の不成立または減額等があった場合は契約ができない場合があることに留意すること。

3 実施形式及び契約の締結

本プロポーザルは、公募型で実施する。また、契約の締結は、審査により契約候補者に選定された者と詳細協議を行い、協議が成立した後に三木市契約規則の基づき契約を締結する。

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) この事業の公告日現在において、三木市の入札参加資格者名簿に登載されている者。または、登載のない者については、別途同様の審査を受けて認められた者であること。
- (2) 公告日時点において指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 公告日時点において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされる見込みもないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 適正な利用者の管理と安全で円滑な運営を行うことができること。
- (9) 定款に障がいのある方等の支援に関する事項の定めがあること。
- (10) 障害者総合支援法に定める就労継続支援を行うものとして、兵庫県知事の指定を受けていること。
- (11) 三木市内に事業所があること。
- (12) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

5 スケジュール

内容	期日
プロポーザル公告 (実施要項の公表)	令和8年1月 5日(月)
質問書の受付期限	令和8年1月16日(金)
質問書に対する回答予定日	令和8年1月21日(水)
参加表明書、会社概要書の提出期限	令和8年1月26日(月)
参加資格審査結果通知書兼 企画提案書等提出依頼通知予定日	令和8年2月 6日(金)
企画提案書等の提出期限	令和8年2月13日(金)
プレゼンテーション実施予定日	令和8年2月18日(水)
審査結果通知	令和8年2月27日(金)
業務委託契約締結予定日	令和8年4月 1日(水)

6 実施要領等の配布

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10-30

三木市役所健康福祉部障がい福祉課

電話：0794-82-2000

FAX：0794-89-2449

メールアドレス：shogaifukushi@city.miki.lg.jp

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和8年1月5日～令和8年1月26日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時半から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか三木市ホームページ：
(<http://www.city.miki.lg.jp/>)からダウンロードできる。

7 質問の受付及び回答方法

本業務に関する質問は、参加表明する予定がある者が、次のとおり行うこと。

なお、質問回答は、仕様書の変更または追加とみなす。

(1) 質問方法

質問書（様式第4号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。なお、メールの件名は、「（事業者名）プロポーザル質問書の送付」とすること。

(2) 提出先

三木市健康福祉部障がい福祉課

メールアドレス：shogaifukushi@city.miki.lg.jp

(3) 提出確認

メール送信後に、提出先まで電話により到達確認を行うこと。

電話番号：0794-82-2000（代表） 内線2324、2419

(4) 受付期間

令和8年1月5日～1月16日 午後5時まで

(5) 回答方法

回答は、全ての質問を取りまとめたうえで、一括して令和8年1月21日（水）までに全事業者にメールにより回答する。

ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で大きな影響を及ぼすと判断されるものは、隨時、全ての質問者に回答するものとする。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

8 参加申込の提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び三木市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出して下さい。

(1) 参加表明書（様式第1号）

(2) 事業者概要書（様式第2号）

※パンフレット等事業者の概要がわかるものを、併せて提出すること。

(3) 暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）

(4) 質問書（様式第4号）

(5) 定款、又はこれに類する書類

(6) 個人情報に関する社内規定（任意様式）

※（1）～（6）A4縦左綴じ、各1部

◎三木市の入札参加資格者名簿に未登録の者は以下の資料を追加提出してください。

- (1) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※ 1
- (2) 印鑑証明書 ※ 1
- (3) 使用印鑑届(印鑑登録印以外に使用印鑑がある場合のみ)
- (4) 財務諸表(賃借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)
- (5) 納税証明書(滞納なし証明書) ※ 1
 - ①納税証明書【法人税(所得税)・消費税分】
税務署証明書 様式その3の3
 - ②三木市納税証明書(三木市税分)
- (6) 委任状
- (7) 許認可等証明書(事業所指定の確認できる書類の写し)

※1：発行日は令和7年10月1日以降のもの

9 参加申込に必要な書類の提出方法及び提出先

(1) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便、期限内必着)

※窓口受付は、平日午前9時～午後5時までの間とする。

(2) 提出先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市健康福祉部障がい福祉課 宛

(3) 提出期限

令和8年1月26日(月)午後5時必着

(4) 辞退

参加表明を提出した後、都合により辞退する場合は、速やかに代表者印等を押印した参加辞退書(様式第1号の2)を持参又は郵送により提出すること。

10 参加資格審査結果通知

- (1) 参加申込後、参加資格を有すると認める者には「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書(様式第5号)により参加資格要件を満たしていることを通知するとともに、

企画提案書等の提出を依頼する。

- (2) 参加申込後、参加資格がないと認めた者には「参加資格審査結果通知書」(様式第6号)により参加資格要件を満たしていないため、プロポーザルの参加は認められない旨を通知する。

11 企画提案書の提出

(1) 企画提案書

提出書類については、次のア～ウの順に綴じること。

添付書類がある場合は、ウの後ろに重ねること。

- ア 企画提案書表紙（様式第7号）
- イ 目次（任意様式）
- ウ 企画提案書（任意様式）

企画提案内容について、以下の①～⑤の基本的事項を記載してください。

- ①利用者が継続して通所できるような工夫
- ②利用者や職員に対する指導方法など
- ③工賃向上や一般就労に対する課題及び解決方法や、どのような目標で事業受託を希望するのか
- ④危機管理体制などについて
- ⑤その他事業所の特徴や独自提案事項など

※ 企画提案書（任意様式）の基本様式は次の通りです。

- 文字サイズ12ポイントを基本とし、A4サイズ、縦型横書き（縦長綴じ）とする。
- 企画提案書は20ページ以内とし、ページ番号を付すること。
- 企画提案書に記載する基本的事項の内容について、わかりやすい内容や表現とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合は、注釈をつけること。

(2) 提出期限

令和8年2月13日（金）午後5時必着

(3) 提出部数

提案は1案とし、部数は6部

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）

※窓口受付は、平日午前9時～午後5時までの間とする。

(5) 提出先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市健康福祉部障がい福祉課 宛

12 審査及び選定

(1) 選定方法

ア 審査にあたっては、三木市職員で構成するプロポーザル審査委員会を設置し、応募資格を満たしている応募者を対象に、審査評価基準に基づき、応募者の提案書類（企画提案書等）及びプレゼンテーションにおいて審査する。

イ 応募件数が3件以上となった場合は、提出があった参加申込の提出書類をもとに一次審査を実施し、プレゼンテーション審査（二次審査）へ図る案件を絞り込むことがある。

(2) 提案書類（企画提案書等）及びプレゼンテーション審査

ア 実施日

令和8年2月18日（水）

※実施時間や会場などの詳細は、後日通知する。

イ 審査方法等

審査は、三木市障害者庁内作業所運営業務の事業者選定プロポーザル審査委員会により、次の方法で行う。

(ア) 1提案者当たり、プレゼンテーション20分以内、質疑応答（評価を含む。）30分程度とし、出退及び機器準備を含めて50分以内とする。

(イ) プrezentationの順番は、企画提案書の受付順とする。

(ウ) プrezentation審査は、非公開とする。

ウ その他

(ア) 審査における説明者は、本業務の従事予定者（主たる担当者を含め2名程度）とする。

(イ) プrezentationにおいてパソコン等の機器を使用する場合は、参加者側で準備すること（プロジェクター及びスクリーンは、市で準備する。）。

(ウ) パソコン（パワーポイント等）を使用してプレゼンテーションを行う場合の資料（データ）については、提出書類のうち、企画提案書と同様のものとする。（同様の内容であれば、表現形式の変更可）

(エ) 当日の資料追加は、認めないものとする。

(3) 審査項目

審査項目	内 容	評価基準	配点
[一次審査] 基本条件	事業所規模等	従業員数・有資格者の有無等	21
	事業実績	作業実績や一般就労に向けた支援実績等	20
	事業所の取組み	工賃向上等にむけた取り組み等	9
[二次審査] 利用者への就労意欲の継続についての取組	利用者への対応方法	利用者の理解など	5
	事業所独特の工夫	障がい別の工夫など	5
職員や利用者への支援	新規・現職員等への対応	研修参加や関係する資格取得等の実績など	5
	利用者への対応	利用者への指導に関する手段や手法の取組など	5
課題・解決方法	課題の把握	就労支援を行う上での課題把握について	5
	解決への取組み	就労支援についての課題解決方法や計画など	5
危機管理	事故対応	事故発生時の対応など	5
	感染症対策	感染症対策の実施など	5
	災害対策	災害時の体制など	5
事業所について	その他独自に行ってること	施設が行っている特色ある活動や支援など	5

(4) 審査方法

ア 応募者から提出された企画提案書等とプレゼンテーションの結果を踏まえ、選定評価基準に基づき審査委員会が評価

点を算出する。

イ 各委員の評価点の平均をもって委員会の評価点とし、これを応募者に対する評価点とする。

(5) 業務受託候補者の決定

ア 評価結果に基づき、最高得点を獲得した応募者から、希望運営日数を決め、予定運営業務日数が充足されない場合は次点候補者に残りの運営業務委託候補者として選定する。

イ 最高得点応募者が複数あった場合は、審査委員会の議決により決定する。

(6) 失格事項

次に掲げる要件のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア この要領に定める参加資格を満たさない場合

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合

ウ 提出書類に不備があり、提出期限までに補完されない場合（軽微な場合を除く。）

エ 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

オ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審査に反する行為がある場合

13 その他

(1) 応募者が1者の場合において、審査委員会の評価点（価格点を除く）が6割以上の場合は、受託候補者として選定する。

(2) 契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで細部について調整を行い、委託条件を協議の上、契約を締結できるものとする。

(3) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の報告があったとき又は協議が調わないときは、その選定を取り消す。

(4) 企画提案の手続に関する書類の作成及び提出に係る費用その他本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。

(5) 提出された書類は、審査、説明等のために、その写しを作成し、使用することができる。

(6) 提出期限（市が別途追加資料の提出を求めた場合は、そ

の提出期限) 後の提出書類の差替え及び再提出は認めないこととし、提出された書類は返却しない。

(7) 受託者から提出された企画提案書は、三木市情報公開条例(平成11年三木市条例第1号)の規定に基づき公開する。

また、当該提出書類以外のプロポーザル実施に関する情報(受託者以外の提案者から提出された企画提案書を含む。)は、同条例の規定に基づき提案者と個別の協議のうえ、公開することがある。

14 担当者

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市 健康福祉部 障がい福祉課 担当：塙田、増田

電話：0794-82-2000（代表） 内線2324、2419

メール：shogaifukushi@city.miki.lg.jp